

会 員 規 約

第1条 (会 員)

会員とは、当社所定の「入会申込書」により入会のお申込をされ、当社が入会を認めた方をいいます。

第2条 (会員組織の名称)

会員組織の名称を「ひまわりマネジメントスクエア」とし、当社企画部内に事務局を設置します。

第3条 (会 費)

- ①会費は年額 60,000 円（消費税等は別途）とします。
（機関誌「マネジメントスクエア」購読料、定期講演会・情報交換会への出席等を含む）
- ②会費の納入は、銀行口座振替とします。
- ③口座振替日は入会申込の翌月 20 日（銀行休業日の場合は翌営業日）とします。
- ④会費は年払いとします。（申込翌月から年度 3 月までの月割計算）
- ⑤次年度移行の年会費は毎年 4 月 20 日（銀行休業日の場合は翌営業日）に口座振替とします。

第4条 (会員資格の更改)

会員資格の有効期間は毎年度 3 月までとし、会員より事前に申出のない限り、その資格は自動的に次年度に更新されるものとします。

第5条 (会員の退会)

- ①会員が都合により退会する場合には、あらかじめ届出をしていただきます。
- ②会費を 6 ヶ月以上未納の場合は、退会したものとします。

第6条 (反社会的勢力の排除)

- ①会員（法人の場合には法人の役員等を含みます。以下、本項において同じ。）は、自らが以下の各項の一つにでも該当した場合には、何ら催告なく、会員資格を失うものとします。
- ②会員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しないもの、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当し、または暴力団等に共生（注 1）している者に該当することが判明した場合。

（注 1）共生とは、a.暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること、b.暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること、c.自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること、d.暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること、e.本人または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有することをいいます。

- ③会員が、自らまたは第三者を利用して反社会的勢力に該当する行為（注 2）をした場合。

（注 2）上記行為とは、a.暴力的な、または法的な責任を超えた不当な、要求行為、b.取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、c.風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて当社信用を毀損し、または当社業務を妨害する行為をいいます。

第7条 (諸届け)

会員サービスの継続的充実を図るため、会員は代表者、所在地等に変更があった場合、取引店または最寄店経由にて変更届をご提出いただきます。

第8条 (規約の変更)

- ①当社は、法令の定めにしたがい、会員の利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、会員の契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規約を変更することができます。
- ②前項による本規約の変更は、変更後の内容を当社ホームページ(<https://www.crinet.co.jp>)への公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。